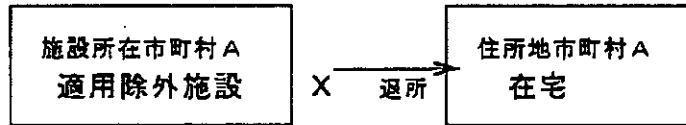


大項目	中項目
適用除外施設	2 施設退所 A市の適用除外施設Xを退所し、A市に居住する場合

措置市町村＝施設所在地市町村と仮定

当該市町村A
施設所在地市町村A



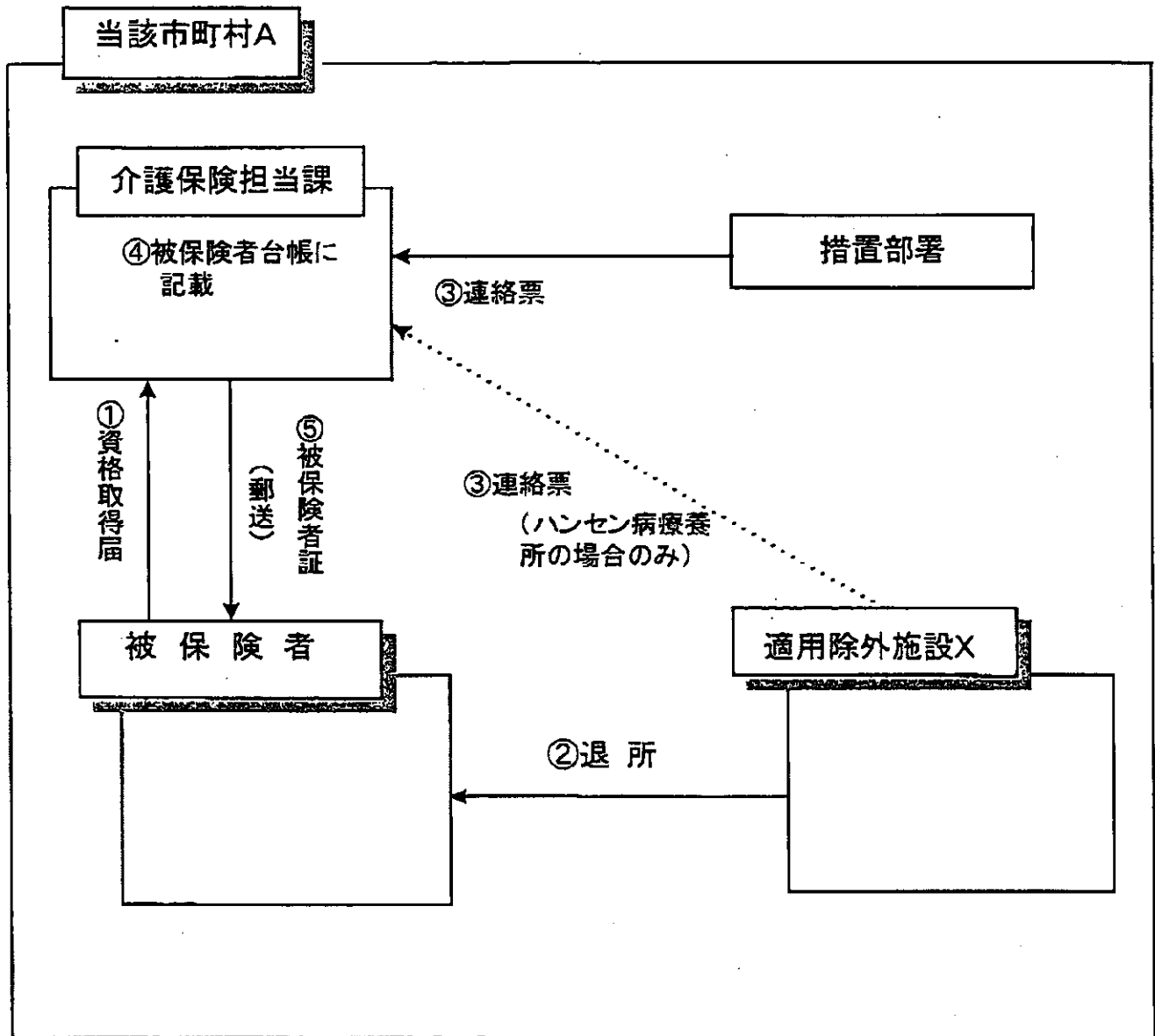
- ① 資格取得届の届出
 - ・被保険者は「資格取得届」を当該市町村A市の介護保険担当部局に届け出る。
(必要な場合は認定申請書も同時に届け出をする。市町村はこの届け出を受理した場合、資格者証を交付する。)
- ② 適用除外施設から退所
 - ・被保険者はA市にある適用除外施設Xを退所する。
- ③ 連絡票の送付
 - ・A市の措置部局はA市の介護保険担当部局へ連絡票を送付する。
 - ・適用除外施設Xがハンセン病療養所の場合、適用除外施設XはA市の介護保険担当部局へ、連絡票を送付する。
- ④ 被保険者台帳の更新
 - ・A市の介護保険担当部局は被保険者台帳に記載し、適用除外者名簿から削除する。
- ⑤ 被保険者証交付
 - ・A市は被保険者証を郵送する。
(認定申請中で、認定結果が出ている者については同時に結果を郵送する)

備考

連絡票は別紙1の様式を使用

2 施設退所

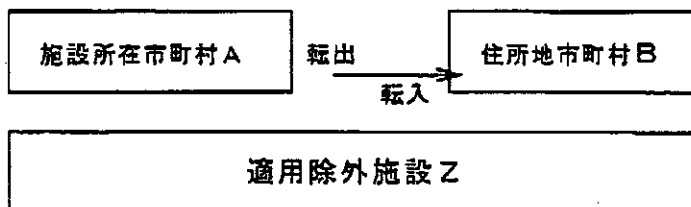
A市 X施設 → A市 在宅



大項目	中項目
適用除外施設	3 2つの市町村間での転入及び転出 A市の適用除外施設Zに入所したまま、B市に転出した場合

措置市町村＝施設所在地市町村と仮定

転出前市町村A
施設所在地市町村A
転出先市町村B



- ① 転出届の届出
 - ・被保険者は当該市町村A市に届け出る。
- ② 転入届の届出
 - ・被保険者は当該市町村B市に届け出る。
- ③ 連絡票の送付
 - ・A市の措置部局はB市の介護保険担当部局へ連絡票を送付する。
 - ・適用除外施設Zがハンセン病療養所の場合、適用除外施設ZはB市の介護保険担当部局へ、連絡票を送付する。
- ④ 被保険者台帳の更新
 - ・A市の介護保険担当部局は適用除外者名簿から削除する。
 - ・B市の介護保険担当部局は適用除外者名簿に記載する。

※ ③または④の情報提供がない場合

B市においては、いわゆる転出証明書から、当該者がA市において介護保険の被保険者資格を持っていなかったことが把握可能である。そのような者は適用除外施設入所者である可能性が高いため、当該者について調査を行い、適用除外者であることを把握する。

備考

連絡票は別紙1の様式を使用

3 2つの市町村間での
転出及び転入

住所地A市→住所地B市(施設入所のまま)

